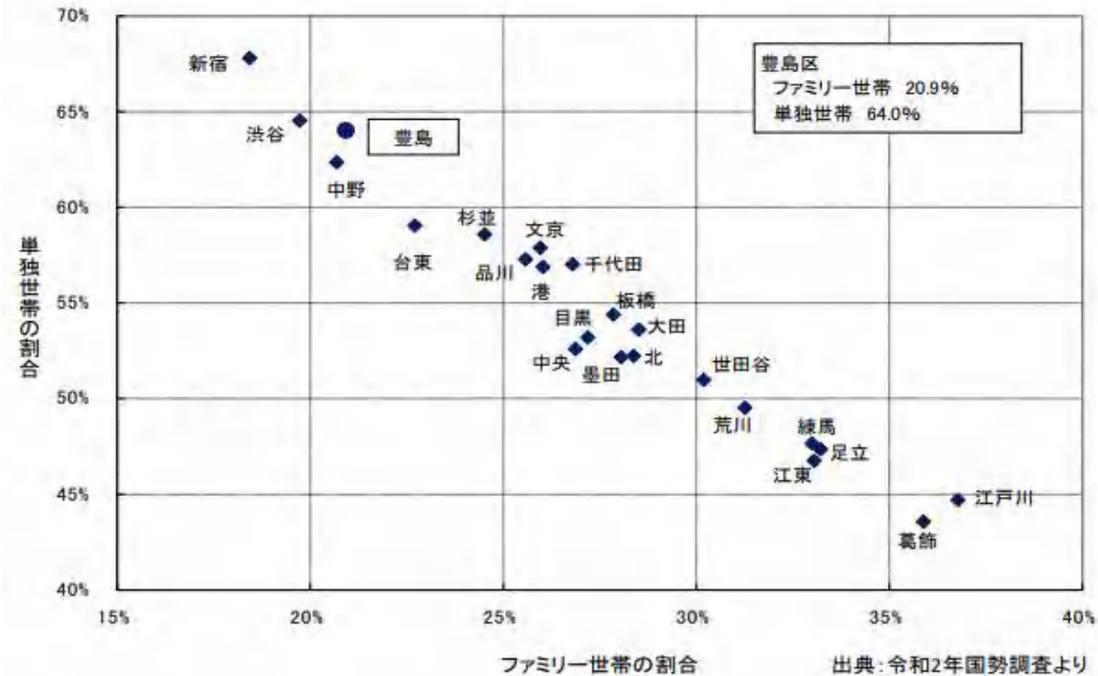
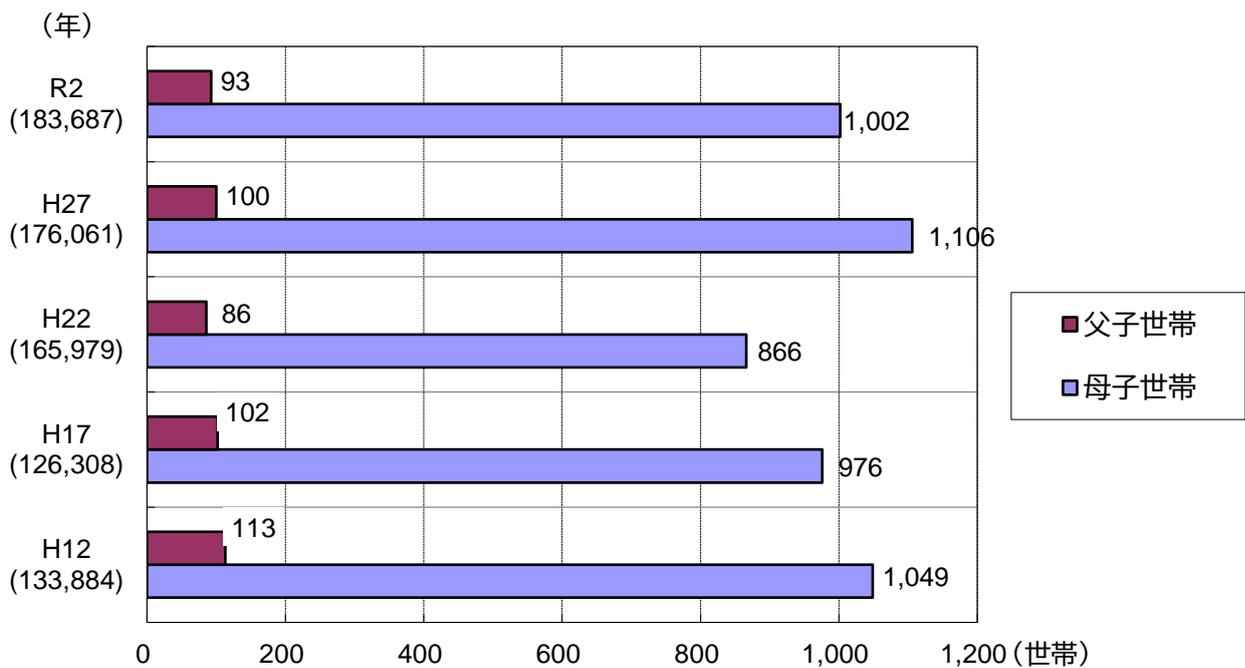


単独世帯とファミリー世帯の割合



6 ひとり親世帯の推移

- ひとり親世帯の数は、平成27年度の国勢調査で一時的に増加となりましたが、その後減少しています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は、父子世帯数の約 8~11倍となっています。



出典:各年国勢調査より
※()内は一般世帯数

2 子どもの貧困関係

計画の基本的な考え方

子ども、若者と家庭を取り巻く状況

施策の方向

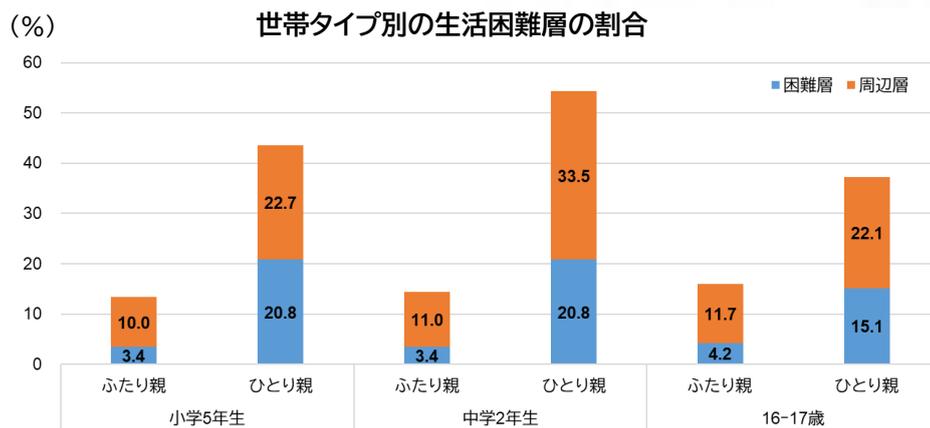
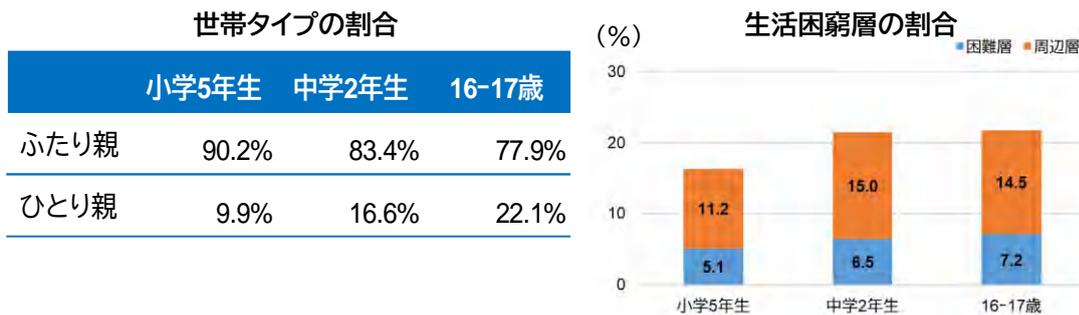
第三期子ども・子育て支援事業計画

計画の推進に向けて

資料編

1 豊島区の生活困難層の状況

- 東京都立大学が令和4年度に実施した「こどもの生活実態調査」では、豊島区・墨田区の小学5年生の5.1%、中学2年生の6.5%、豊島区・墨田区・中野区の16から17歳の7.2%が困窮層で、周辺層と合わせて約2割の子どもたちが生活困難層でした。
- ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて生活困難度が高い傾向が見られました。



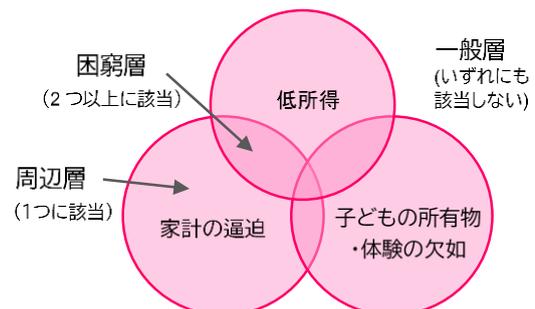
出典: 令和4年度「こどもの生活実態調査」(東京都立大学)※

※東京都の「子供の生活実態調査」では、子どもの「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類

- ①低所得: 等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3万円)未満の世帯
- ②家計の逼迫: 公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当
- ③子どもの体験や所有物の欠如
: 子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上該当

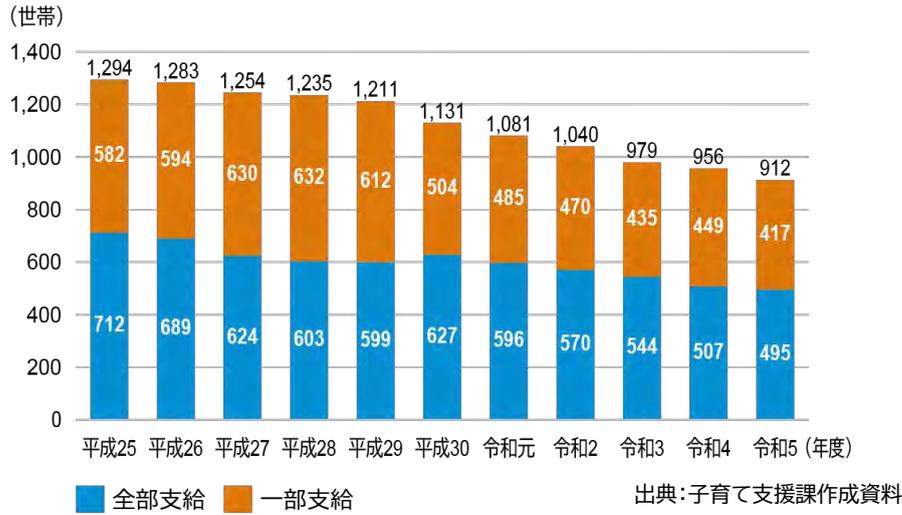
◆生活困難層の定義

生活困難層	困窮層 + 周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



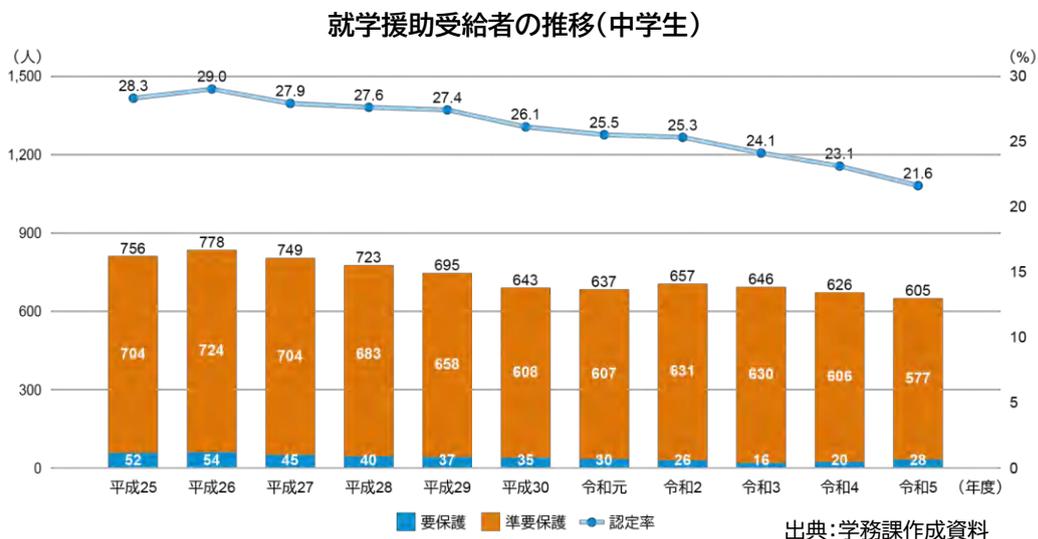
2 児童扶養手当受給者の推移

- 児童扶養手当の受給者は、平成26年度以降減少しています。



3 就学援助受給者数の推移

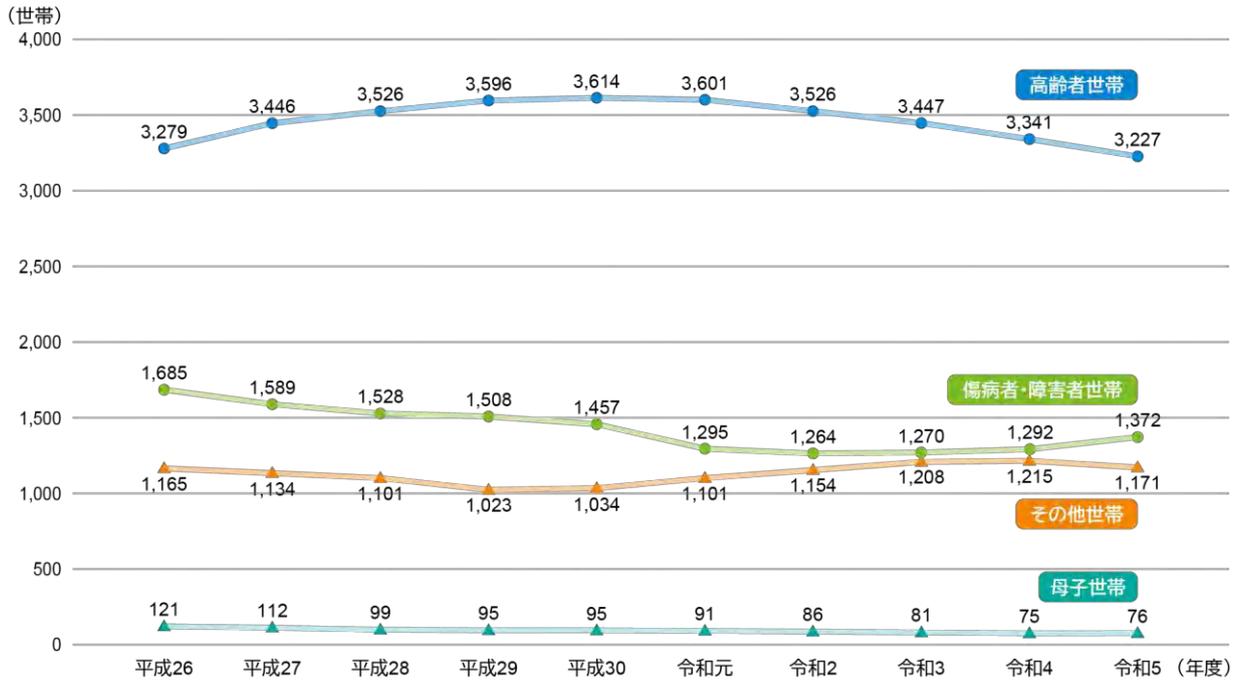
- 就学援助の受給者数について、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。



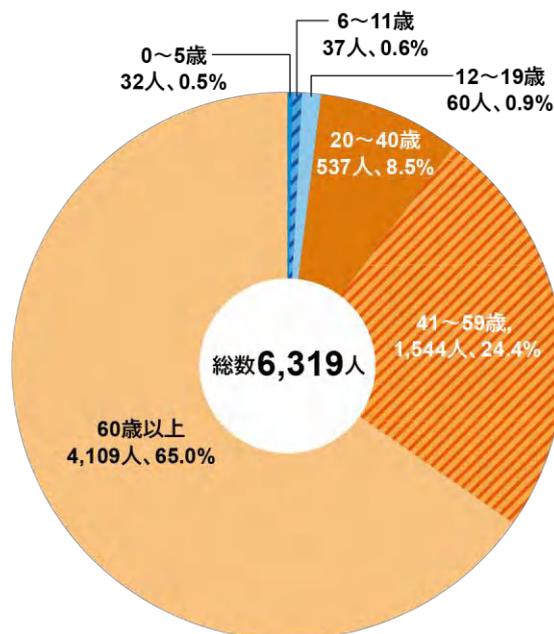
4 生活保護の状況

- 世帯類型別の被保護世帯の状況は、高齢者世帯の割合が一貫して高く、傷病者・障害者世帯、その他世帯が続く傾向となっています。母子世帯は平成26年度からほぼ横ばいの状況が続いています。
- 年齢別の被保護人員の構成では、60歳以上が65.0%と最も多く、次いで41～59歳が24.5%と、年齢区分の高い順に被保護人員の割合も高くなっています。

世帯類型別被保護世帯状況（年度月平均）



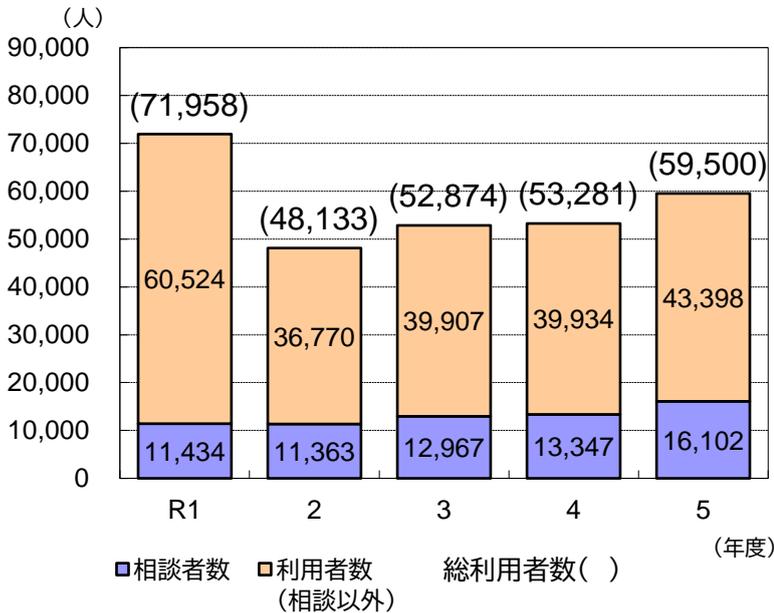
年齢別被保護人員構成(令和5年7月31日現在)



出典：豊島区の社会福祉

3 主な子ども・子育て施設の利用状況

1 子ども家庭支援センターの利用状況



出典:子ども家庭支援センター作成資料

【子ども家庭支援センターとは】

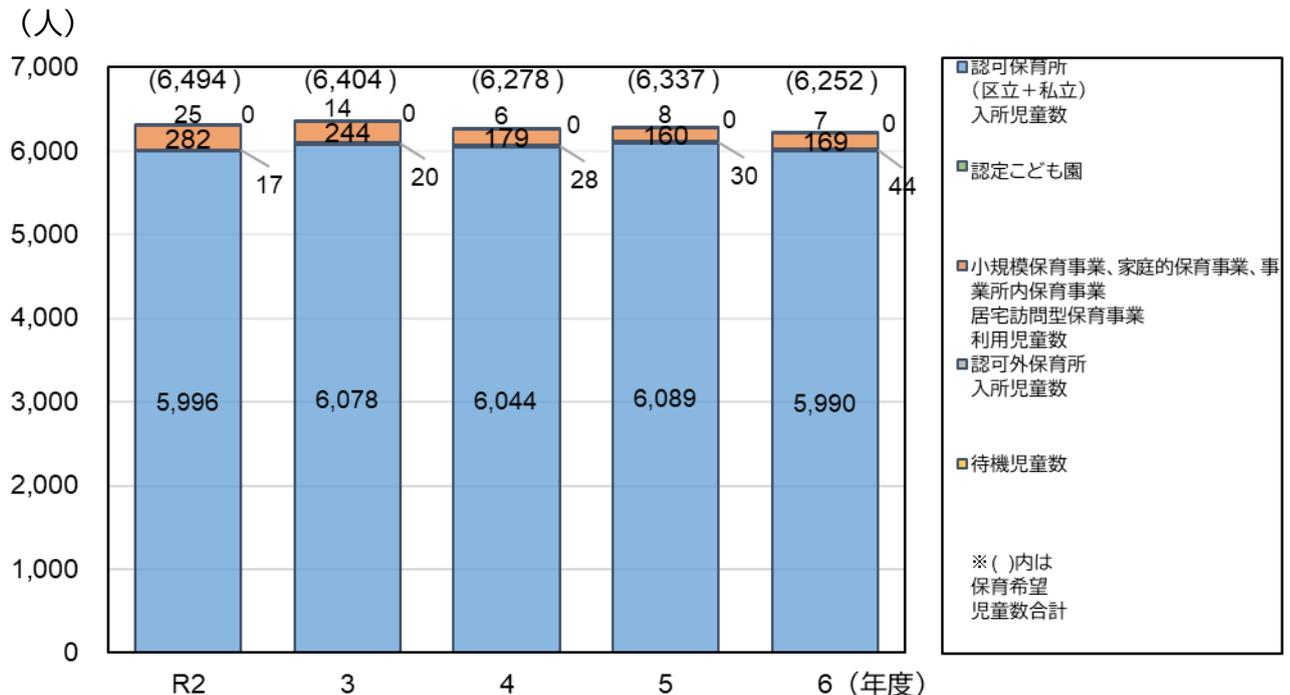
子ども家庭支援センターは、区民との協働で子育て支援を行うことを目的に設置された施設で、東部・西部2か所の子ども家庭支援センターで事業を行っています。

事業内容は、保護者や子ども自身からの相談を受け関係機関と連携して問題解決を図る「相談事業」、就学までの親子が自由に遊ぶことができる「親子遊び広場事業」、育児講座や保護者の自主的な活動を支援する「地域組織化事業」等があります。また、訪問相談員が訪問して子育ての相談に応じる「子育て訪問相談事業」、保護者の体調不良等で家事・育児に手助けが必要な家庭にヘルパーを派遣する「育児支援ヘルパー事業」、公立・私立保育園・スキップ等に巡回し発達相談ができる「巡回子育て発達相談事業」等があります。

東部子ども家庭支援センターは、児童福祉法上の「要保護児童対策地域協議会」の事務局として児童虐待対応を行っています。また、西部子ども家庭支援センターでは、発達に心配のある子どもを対象に、「児童発達支援事業」を行っています。

2 保育所の入所児童と待機児童の推移

- 豊島区では、保育所の定員弾力化等により入所児童を調整し、平成29年度以降待機児童数はゼロとなっています。



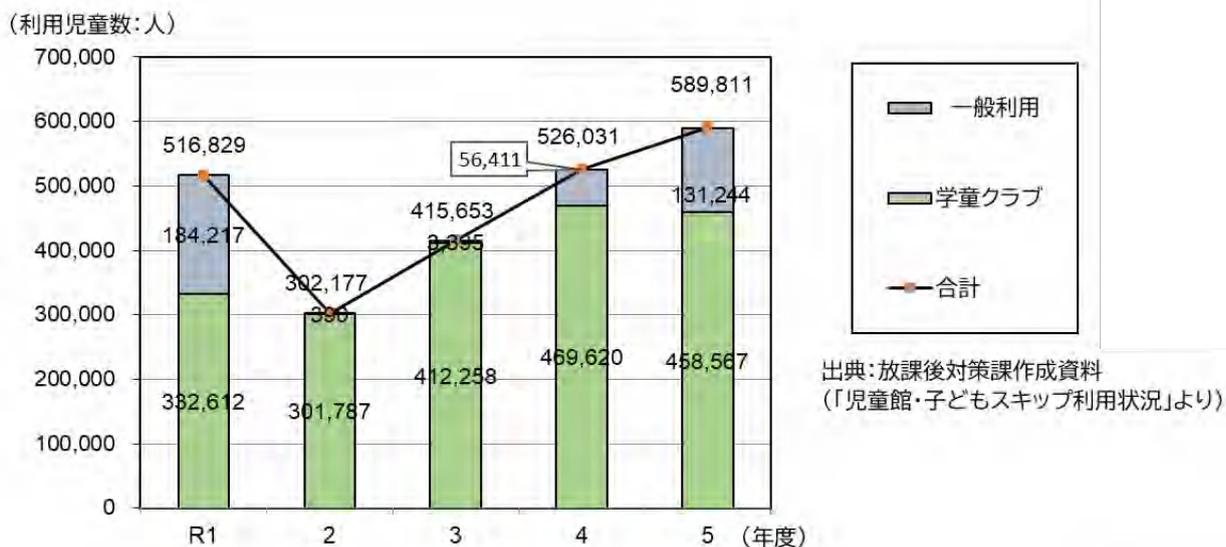
※各年度4月1日現在

※「待機児童数」は、国の「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づく

出典:保育課作成資料

3 子どもスキップの利用状況

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般利用を一部限定して実施してきましたが、令和5年5月から全面再開し、利用者数は回復しています。

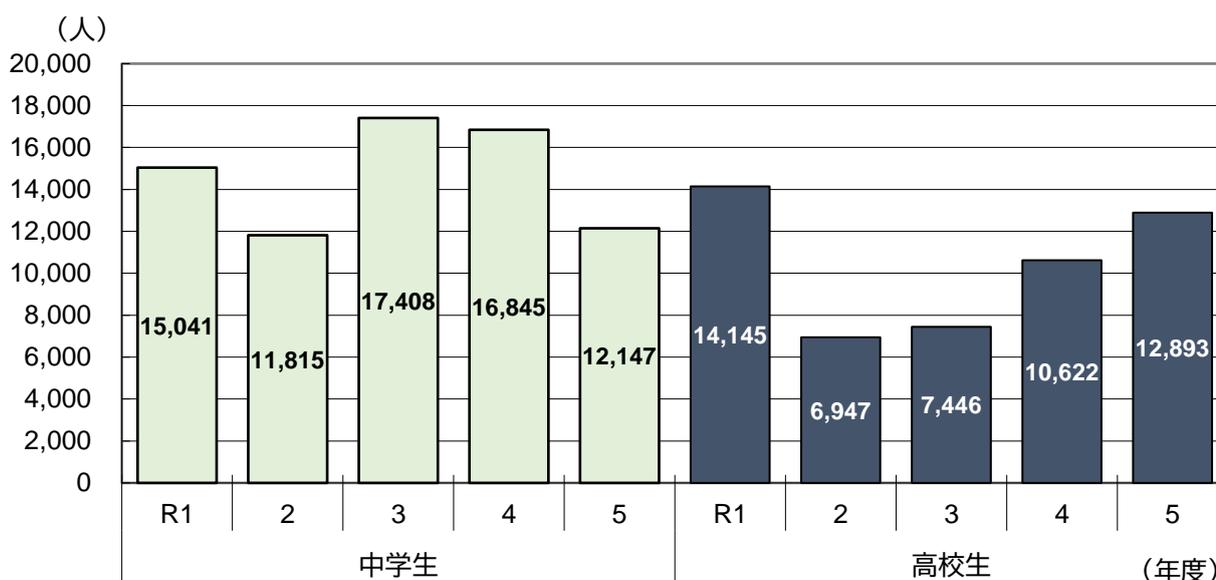


【子どもスキップとは】

「子どもスキップ」は、小学校区単位で「学童クラブ」・「一般利用」・「放課後子ども教室」を一体的に運営する小学生対象の放課後事業です。子どもスキップ専用スペースのほか、学校施設を活用しており、児童は広い校庭で思いきり遊ぶことができます。

4 中高生センターの利用状況

- 令和2年度、令和5年度はそれぞれ新型コロナ感染症防止対策、改修工事により一時的に利用者数が減少するも、利用者数は増加しています。



【中高生センターとは】

区が中高生の居場所施設として開設しました。中高生等が自主的に活動する場であり、中高生の自主的な活動を支援する場でもあります。